

平成 24 年度 第 1 回長野県労働問題審議会議事録

- 1 日 時：平成 24 年 7 月 23 日（月） 13：30～15：40
- 2 場 所：県庁 3 階 特別会議室
- 3 出席委員：
労働者委員 小林委員、徳武委員、中村委員、根橋委員、鈴木委員
使用者委員 加藤委員、宮下委員
学識経験者 安藤委員、井上委員、福沢委員、柳澤委員
- 4 内 容
（1）開会
（2）商工労働部長あいさつ
（3）議事
① 労働雇用情勢の現状と課題について
② 障害者等の雇用の在り方検討に係る専門委員会の設置について
③ その他
- 5 閉 会

渡島労働雇用課課長補佐

それでは皆様お揃いになりましたので、ただいまから平成 24 年度第 1 回長野県労働問題審議会を開催させていただきます。私は進行を務めさせていただきます、労働雇用課課長補佐で渡島と申します。どうぞよろしくお願いたします。

まず、はじめに、県では省エネルギーの一環として、夏季の軽装での執務を行っておりますので、ノーネクタイでございますが、ご了承を頂きたいと思ひます。

それから委員の皆さんの机の上には委嘱状をお配り申し上げてございます。お忙しいところ皆様には快くお引き受け頂きまして、誠にありがとうございました。

この審議会は公開で開催させていただいております、会議録は県のホームページで公表をさせていただいております。後日この公表に先立ちまして、議事録の確認をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは最初に太田商工労働部長からご挨拶を申し上げます。

太田商工労働部長

皆様こんにちは。長野県の商工労働部長を務めております太田寛でございます。本日は平成 24 年度第 1 回長野県労働問題審議会にご出席を賜り誠にありがとうございます。皆様本当にお忙しい中、先程司会からも申し上げましたが、当審議会の委員をお引き受け賜りまして厚く御礼を申し上げたいと存じます。

この審議会は、条例に基づきまして労働問題に関する重要事項につきまして調査・審議するため設置しております。労働者及び使用者の代表並びに学識経験者の皆様により構成されておまして、皆様からのご提言・ご意見を県の労働行政の施策に反映していくために開催するものでございます。

さて、最近の景気動向少し申し上げます。日銀松本支店が今月2日に発表いたしました6月の長野県内の企業短期経済観測調査におきましては、全産業の業況判断指数、マイナス8ということで、まだマイナスですが、前回の3月の調査から13ポイント向上しております。また、私ども商工労働部が先月に発表いたしました景気動向調査においても、県内における業況感は、海外景気の下振れなど厳しい状況にありますが、個人消費の緩やかな増加等を背景に、持ち直しつつあるという判断をしているところでございます。

また、長野労働局が6月に発表しました5月の有効求人倍率は、前月を0.02ポイント上回り、0.85倍となっており、対前年の同月比では0.16ポイント上回っております。全国の有効求人倍率は、県の0.85に対し、0.81で、全国も前月を0.02ポイント上回っております。雇用情勢は依然として厳しい状況にはあるものの、持ち直しの動きが続いております。先行きにつきましては、円高で、ヨーロッパの経済情勢もあり、海外景気の下振れ等も懸念されるところでございます。

本年度は、今県全体でも新たな5か年計画の策定に取り組んでおりますが、この3月に商工労働部は一足早く「長野県ものづくり産業振興戦略プラン」を策定いたしました。この戦略につきましては、後ほどご説明を申し上げますが、この戦略の推進に向けまして、商工労働部の組織体制も整備し、プランの早期実行に取り組んでいるところでございます。

去る6月県議会においては、雇用の支援として緊急雇用創出基金の市町村補助額の増額補助が議会の可決をいただき、現在、基金を有効に活用して失業者の雇用機会を更に創出し、県内経済の回復を確実なものとするため、一層取り組んでいるところでございます。

本日は、平成24年度の労働行政の概要等についてご説明申し上げると共に、県においても、障害者の雇用の問題に力を注いでいきたいと考えております。そのため、本審議会に専門委員会を設置し、障害者の雇用促進についてのご審議をいただきたいと考えております。皆様方には豊富な知識と経験に基づくご意見、ご提言を賜りますようお願い申し上げます。皆様方には私の冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

渡島労働雇用課課長補佐

それではご報告を申し上げます。本日の審議会ですが、委員の皆様のご出席は定員15名中、労働者を代表する委員5名、使用者を代表する委員2名、学識経験者である委員4名で、本日11名のご出席をいただいております。これは、長野県労働問題審議会条例第6条第2項の規定により、この審議会は成立しております事をご報告申し上げます。

それでは、今回、委員の皆様にご委嘱を申し上げまして初めての開催ということになります。恐縮ですが、本日ご出席の皆様、それぞれ自己紹介を頂戴したいと思います。安藤様から順番にご挨拶、自己紹介をお願いします。

安藤委員

安藤絵美子です。よろしくお願いいたします。私は松本市で法律事務所を開設しております。よろしくお願いいたします。

井上委員

信州大学で社会政策を担当しております、井上と申します。どうぞよろしくお願いいたします

す。

小林委員

皆様こんにちは。連合長野の副会長をやっております、小林和雄と申します。出身組織は、農協の労働組合でございます。いろいろお世話になります。よろしく願いいたします。

徳武委員

こんにちは。連合長野の副事務局長の徳武淳と申します。よろしく願いします。出身産別は、情報労連N T T労組の出身でございます。よろしく願いいたします。

中村委員

同じく連合長野の副会長を務めております、自治労出身の中村雅代と申します。よろしく願いします。自治労では社会福祉協議会、県民会議の会の男女共同参画の担当をさせていただいておりますので、連合では男女平等参画推進委員長としていつもお世話になっておりますが、そのあたりでも発言できればと思いますので、どうぞよろしく願いします。

根橋委員

こんにちは。お疲れ様です。連合長野事務局長の根橋美津人といいます。よろしく願いします。出身は、電気連合、伊那市のルビコン労働組合であります。引き続きお世話になりますが、よろしく願いします。

鈴木委員

長野県労連事務局長の鈴木秀明です。出身は医労連の関係です。よろしく願いします。

福澤委員

東京からやって参りました福澤でございます。昭和女子大という女子大があるのですが、そちらでキャリア開発論を担当しております。よろしく願いいたします。

柳澤委員

長野障害者職業センターの柳澤と申します。独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ということで、独立行政法人の方に長野労働局の方から出向をいたしまして、4月から勤務しております。よろしく願いいたします。

加藤委員

株式会社本久ホールディングスの加藤と申します。普段は、人事関係の仕事をしております。こういう事に関しては、労組の方たちもいっぱい居るので、どうやって話したらいいのかと凄く不安ですけれども、どうぞよろしく願いします。

宮下委員

こんにちは。千曲市の日本ステンレス精工の宮下と申します。私は20年、雇用関係、財務一般的な事をやっております。よろしくお願いいたします。

渡島労働雇用課課長補佐

どうもありがとうございました。それでは、県側の出席者ですが、人事異動で幹事の異動もありましたので、紹介を申し上げます。商工労働部の産業政策課長から順番にご挨拶をお願いいたします。

石原産業政策課長

こんにちは。産業政策課長の石原でございます。よろしくお願いいたします。

宮下人材育成課長

ご苦労様です。人材育成課長の宮下です。よろしくお願いいたします。

西澤技能五輪・アビリンピック室長

技能五輪・アビリンピック室長の西澤清と申します。どうかよろしくお願いいたします。

吉澤労働雇用課長

労働雇用課長の吉澤猛と申します。よろしくお願いいたします。

竹内地域福祉課企画幹

地域福祉課長、都合のため欠席とさせていただきます。私、地域福祉課の竹内善彦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

佐藤障害者支援課長

障害者支援課長の佐藤則之と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

北澤こども・家庭課長

こども・家庭課長の北澤義幸と申します。よろしくお願いいたします。

武田教学指導課長

教育委員会事務局教学指導課長武田育夫と申します。よろしくお願いいたします。

塚田人権・男女共同参画課長

企画部の人権男女共同参画課長の塚田吉彦です。どうぞよろしくお願いいたします。

木内調整総務課長

労働委員会調整総務課長木内洋介と申します。よろしくお願いいたします。

渡島労働雇用課課長補佐

それでは議事を進めさせていただきますが、まず、会長選出でございます。審議会条例第5条第1項で、会長は学識経験者の中から、委員の互選により選出していただくという事になっておりますが、いかがでございましょうか。どなたか。

根橋委員。

根橋委員

昨年に引き続き、信州大学の井上先生にお願いできればと思います。

渡島労働雇用課課長補佐

ありがとうございます。ただいま、井上委員さんというご発言ございましたが、いかがでございましょうか。

(各委員から拍手)

渡島労働雇用課課長補佐

それでは皆様ご異論ないということで、ぜひとも井上委員さんに会長をお願いしたいと思っております。それでは井上委員さん、会長席の方へ移動をお願いします。

では、井上会長からひと言ご挨拶をお願いいたします。

井上会長

ただいま、会長に選任されました信州大学の井上です。どうぞよろしく申し上げます。座ってご挨拶させていただきます。私はこれで2期目ということになりますけれども、今回も皆さんに出来る限りご協力いただき、審議会を恙なくとり行い、そして与えられた業務をこなしながら、長野県を良い雇用環境にできるように、あるいは良い経営環境にできるように、務めを果たしてまいりたいと思っておりますのでどうぞよろしく申し上げます。

先程、部長の方からもご挨拶ありましたように、労働環境を取り巻く雇用情勢というのは、まだまだ厳しい状況にあると思っております。マイナスからまだプラスに転換できないという現状の中で、それでも県下の労働者の皆さんそして経営者の皆さんの力によって、少しずつ経済の方が持ち直してきているのではないかと思います。こちらの審議会は年2回開かれておりますが、労使関係あるいは学識経験者、それから今日最後にご挨拶いただきました行政の皆さんが一堂に会して、県下の労使関係、労働福祉、雇用全般に係わる事項について皆様の知恵と経験を基に様々な角度でご審議をいただくこととなります。もちろん、会議の中で皆さんから忌憚のないご意見をいただき、今後の県の雇用環境の各施策に反映させていくことが出来ますように、皆さんにお願いをさせていただきたいと思っております。

簡単ではありますが、会長就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

渡島労働雇用課課長補佐

どうもありがとうございました。それでは、本日の会議ですけれども、概ね3時半を目

途に進めてまいりたいと思います。これより審議会の進行を会長にお願いします。よろしくお願いします。

井上会長

はい、ありがとうございます。

それではまず、今回の審議会を開催するにあたりまして、審議会条例第5条第3項の規定によりまして、会長の職務を代理する委員を指名させていただきたいと思います。そちらの委員として、柳澤委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

柳澤委員

よろしくお願ひいたします。

井上会長

引き続きまして、議事録署名委員の指名が今回もございます。会長の指名という形でもよろしいでしょうか。はい。異議なしという形で承認させていただきました。では今回、小林委員と加藤委員の方をお願いしたいと思いますのでどうぞよろしくお願いします。

それではさっそく今日の議事に入りたいと思います。本日の議事は、お手元に配布してあります資料の次第によって審議を進めて参りたいと思います。大きく2つお話があります。今日のまず第1点目は、長野県下の労働雇用情勢の現状と課題について、事務局の方からそれぞれ資料に基づいて説明をお願いさせていただきたいと思います。質疑等につきましてはとりあえずすべての資料について説明をいただいた後に、フリーのディスカッションという形でそれぞれご発言をさせていただきたいと思います。それでは資料をご用意いただいて、まずはお手元の資料で、石原課長説明をお願いします。

石原産業政策課長

それでは私の方から資料の4の「長野県ものづくり産業振興戦略プラン」につきまして説明をさせていただきたいと思います。6枚目のところに、A3の横長の資料がございます。これと、この冊子の中に挟んであります、長野県の目指す次世代産業のイメージ、このA3の資料2つを中心に説明させていただきたいと思います。まず、最初は、冊子の中に挟んでありますA3の資料をご覧させていただきたいと思います。それでは座って説明させていただきます。

このグラフでございますが、今年度を初年度といたします、5か年の計画でございます。これまでもこれと同じような計画がございまして、製造業の振興に関する計画を現在まで進めてきたところでございます。

長野県の製造業を概括してみますと、総生産額は約2兆円でございます。そして県内の総生産額の8兆円の約4分の1を占めております。また県外からの収入、外から移ってくる財と言いますけれども、この4分の3をはじき出しているのがこの製造業でございます。従いまして、長野県の経済における製造業の役割は極めて強い物と考えております。

このプランでございますが、県内の製造業の方々はもちろんでございますが、県内外の有識者や経済研究機関のご協力を得まして、中小企業振興審議会準備から含めると約

1年半という長い時間を設けまして、まとめ上げたものでございます。

それでは、A3の資料のローマ数字のII番の、現状と課題、この2番の製造業を取り巻く情勢の変化について、ここからスタートさせていただきたいと思っております。

まず製造業の環境でございますが、皆様ご想像のとおりでございます。まず(2)番、国内の状況でございますが、少子・高齢化、生産年齢人口の減少が大きくあげられております。日本の生産年齢人口は1995年をピークに減少しております。今後日本国内の現在の市場が大きく伸びるということはなかなか期待できない状況でございます。また国外に目を向けますと、(1)アジア諸国の成長、特に工業力の台頭があげられます。これまでこの地域におきましては、安い労働力ばかりが注目された時期がございましたが、最近では労働力だけではなく、その技術力も向上してきており、日本の下請企業の脅威となっているところでございます。またこの地域は現在新しい市場として世界の経済を引っ張っている状況でございます。従いまして日本、長野県にとりましてはその活力をどのように今後取り入れていくのか、長野県内に突っ込んでいくのが大きな課題と考えているところでございます。

そのほかにも昨年発生いたしました、大震災の影響、またエネルギーの不安、また円高など製造業の周辺には様々な課題がございます。これらは製造業の五重苦または六重苦と言われておりますが、これらの大きな環境の変化に対応するためには、長野県の製造業の変化も必要と考えております。これらを総合的に考えますと、現在はとても大きな転換期にあるのではないかと考えております。長野県の産業を振り返ってみますと、繊維から精密工業、精密工業から電気・電子、それから情報産業へと、長野県の製造業は時代と共にその主な製造品を変えてきております。現在はまさにその過渡期にあるのではないかと考えております。

従いましてこのプランでは今後目指すべき成長期待分野をこれまでの取組や国の成長戦略を踏まえ、3つの分野に取りまとめたものでございます。A3の資料の真ん中の上をご覧ください。3つの分野でございますが、目指す分野として、健康・医療、環境・エネルギー、次世代交通の3つを挙げております。具体的なイメージでございますが、もう一枚のA3の資料の一番上をご覧ください。縦に健康・医療、環境・エネルギー、次世代交通という形でそのイメージを記載させていただいておりますが、健康・医療に関して、この分野での市場規模は将来30兆円を超える規模に育つのではないかと考えております。またこの分野の長野県内の企業の方々の取組でございますが、医療機器から食品産業までいろいろな種類がある訳でございますが、47.5%、約半分の方々がこの分野への進出を考えているところでございます。

では、どんな展開イメージがあるのかということで、真ん中のところをご覧ください。ひとつの例ですが、従来治療機器や測定機器が大きいため入院が余儀なくされているというケースがございます。これに対して長野県のこれまで培ってきた、高機能小型電子部品、精密加工技術を使う事により、機械の小型化、モバイル化が可能と考えております。それにより、患者の方々の行動範囲を拡大して早い治療が可能と考えております。

一番右側の県内企業でございますが、コンパクトな補助人工心臓を開発して、その事業化に成功しているところがございます。私どもといたしましては、このプランに基づきまして、このような新しい医療を県内に伸ばしていきたいと考えているところでございます。

また中小企業の取組としましては、長野県の豊かな農畜産物の発酵技術、バイオ技術を活用した健康増進を図る機能性食品の開発も考えられます。

その下でございますが、木曾地域の伝統的な発酵食品「すんき」を活用いたしましたヨーグルトの開発が地域で行われております。このような農商工連携による開発事業化も、しっかり取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

文章の中に挟まっている資料にお戻りいただきたいのですが、私共としては、そのような取り組みで、3つの分野を掲げたところでございます。もうひとつ目指すべき市場といたしましては、高い成長を維持しております中国・ASEANなどのアジア新興国市場、そして先進国の健康や福祉など今後需要が拡大する市場を考えていく事でございます。そしてその右側の山の絵ですけれど、従来の長野県が得意といたします、電気・機械などの真ん中の産業分野の他に、健康と医療、環境・エネルギー、次世代交通といった新しい産業分野の峰を創っていきたいと考えているところでございます。さらに内部構造でございますが、一番下の下請型・受託加工型企業を技術力のある提案型・研究開発型企業にレベルアップするとともに、研究開発企業をさらにレベルアップをさせまして、長野県を牽引する中核企業に育てて参りたいと考えているところでございます。

このプランの実現に向けましては、長野県だけではなくて、企業・大学・支援機関または市町村等の行政機関が一体となった取り組みが必要と考えております。

そこで私どもといたしましては、その下に4つの基本戦略、そして12の重点プロジェクトをこの春にスタートさせたところでございます。本文の86ページ、87ページをご覧ください。ここに12のプロジェクトのスケジュールが記載されております。この表に基づきまして、簡単に現在進行しておりますプロジェクトのいくつかを説明させていただきますと思います。

まず一つ目でございますが、長野県の中核企業をつくるための技術開発、国際的な産・学・官連携等によります次世代リーディング産業の創出については、この春にテクノ財団にイノベーション推進本部を設置して、その活動をスタートさせたところでございます。

二つ目の下請企業から研究開発型企業への転換支援については、県の工業技術総合センターの中に次世代産業技術開発推進本部を設けまして、センターの中にあります5つの分野・部門が連携して、下請企業の技術力アップこれも強力に支援してまいりたいと考えているところでございます。

また3つ目でございますが、3番の地域資源を活用した高付加価値産業の集積については、前のプランで作成、設置した松本の工業技術総合センターの中にあります、地域資源製品開発支援センターの機能強化を図ってまいりたいと考えております。

またそのページの一番下の7番でございますが、次世代産業の集積強化については、先月富士見高原産業団地に、日本の大手電機メーカーのメガソーラー事業を誘致したところでございます。これにより、循環型エネルギーに関する取り組みもスタートさせたいと考えております。その他に幾つかの事業が既にスタートしておりますが、詳細については、この冊子の60ページ以降にその概要を、12のプラン毎に細かく記載してございますので、後ほどご覧頂きたいと思っております。今回作成したプランは今年度をスタートしまして、5年間でこれから長野県のものづくり産業が進む方向を指したものでございます。3つの分野それから2つの市場を中心に展開してまいりたいと考えているところでございます。

誠に簡単ではございますが、3月作成しました「ものづくり産業振興戦略プラン」の内容でございます。説明は以上でございます。

井上会長

はい、どうもありがとうございました。それでは資料番号で言うと、前後しますけれども、資料番号2番3番、「労働雇用行政の概要」そして「最近の雇用情勢に係る指標」について、吉澤課長の方から説明をいただきたいと思っております。

吉澤労働雇用課長

吉澤でございます。まず資料2をお願いいたします。2枚おめくりいただき、行政組織図がございます。これが商工労働部の組織図でございます。労働関係は私ども労働雇用課と人材育成課そして人材育成課の附置室として技能五輪・アビリンピック室を設置し、本年10月のイベントの開催に向けて今準備を進めているところでございます。

下の方が商工関係で、産業政策課、経営支援課、ものづくり振興課の3課がございます。産業政策課の附置室として、本年4月1日付けで次世代産業集積室を設置し、県外からの産業誘致や県内企業の投資促進を図って強化していくことにしております。

5ページをお願いいたします。第1章働きやすい職場環境づくりの推進がここから始まり、6ページに労働教育の推進がございまして、労働教育講座を開催しております。本年度は、その表の中段の下の新社会人ワーキングセミナーに力を入れて進めてまいりたいと考えております。高校生等対象にして、労働関係の基礎知識を労政事務所の職員が出向いて講義するというものでございます。

7ページをお願いいたします。労働相談への対応となっております。県下4ヶ所に労政事務所がございまして、そちらで労働相談に応じるために、常勤の労働相談員を設置しております。ここに記載はありませんが、昨年度信州型事業仕訳の対象となり、その結果を踏まえて、メール相談の制度化、Q&Aのホームページ掲載等により、現在県民の皆様へ信頼される窓口となるよう取り組んでいるところでございます。

9ページをお願いいたします。仕事と家庭生活の両立支援で、ワークライフバランスの推進事業を実施しております。本年度ですが、表の下から2番目にございますように、各労政事務所に働く女性応援アドバイザーを配置し、企業訪問などにより、男性の育児休暇の取得促進の啓発等を行うと共に就業就職に関する悩みを抱える女性からの相談に応じているところでございます。またその下男性の育児休業取得啓発という事で、経済団体、医療団体、長野労働局さん、NPOさんなどメンバーになっていただき、連絡会議を開催して、今後の具体的な取り組みに向けた情報交換を行っているところでございます。

12ページからは、雇用の促進でございます。雇用対策を行った背景につきましては、先程部長の挨拶でも申し上げたように、依然として厳しい雇用情勢があるということが背景でございます。

13ページをお願いいたします。まずは、若者の就業支援という事で、第1のジョブカフェ信州運営事業がございまして、これは40代前半までの若者に対し、キャリア・コンサルティング、就職に関する情報提供、職業紹介等をワンストップで提供しておりますが、今年度は就労体験に力を入れて実施しているところでございます。

続きまして14ページをお願いいたします。障害者に対する就労支援としましては、第3節の第1にありますように、無料職業紹介事業を行っております。さらに本年度につきましては、次の15ページ第4節の障害者の雇用促進の第1にありますように、本年度新たに、障害者職域拡大アドバイザーを4か所の地方事務所に設置させていただき、下の丸にありますように、施設見学会やセミナー等により障害者理解の向上を図ると共に、小規模事業所を中心として事業所を訪問して、雇用事例の紹介、助成制度の情報提供などにより、新規雇用の促進を図っているところでございます。

19ページをお願いします。人材の確保として、第1に、Iターン促進事業を行っております。①に書いてありますが、東京Iターン相談室を従来東京事務所に設置しておりましたが、ここに5月中旬と書いてありますが、5月25日に有楽町にあります東京観光情報センターに移転して、移住希望者に対する相談をワンストップ体制で始めているところでございます。また一番下の⑥をご覧いただきたいと思いますが、今年度は東京Iターンフェアとして、県内企業、県内市町村等の協力を得て11月下旬に東京都内で開催することとしております。

続きまして20ページ、第2のふるさと信州学生Uターン事業でございます。県内高校卒業者の内8割を超える方が、県外の大学等に進学するという状況にありますので、学生さんにUターン就職をお願いしまして、県内産業を担う人材を確保するというのがこの目的でございます。本年度ですが、特に②一番上段にあります、合同企業説明会、従来は首都圏だけでございましたが、名古屋、大阪にも拡大して、3大都市圏で実施させていただく予定でございます。また、4つ下になりますが、大学就職課職員と企業との面談会というものを新たに開催して、県内企業のPR、理解を図ってまいりたいと考えております。さらに2つ下ですが、Uターン就職サポーターを2名配置させていただき、県外大学の就職課等を訪問して、県内企業のPRや本事業のコーディネートを行っていただくという事で、進めているところでございます。

続きまして22ページをお願いいたします。第8節の雇用促進基金事業でございます。基金事業には2種類ございまして、まず、第1のふるさと雇用再生特別基金事業につきましては、アスタリスクにありますように、平成23年度末で事業が終了しており、残額について国にこの後返還するという予定でございます。

次に第2の緊急雇用創出基金事業につきましては、次の23ページをご覧いただきたいと思っております。本年度については、②の2つ目の丸以下の重点分野雇用創出事業、地域人材育成事業、震災等緊急雇用対応事業、そして被災地であります栄村におきまして、生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業に取り組んでいるところでございます。24ページの第3の表をご覧いただきたいと思いますが、本年度の当初予算といたしまして、36億円余で2,600人余の雇用創出を図っているところでございます。

またここに記載してありませんが、先程部長の挨拶にございましたように、6月県議会において、8億6千700万円余の追加をお認めいただきましたので、現在県内市町村と連携したうえで、雇用の下支えを続けているところでございます。

27ページをお願いいたします。第7のパーソナル・サポート・モデル事業でございます。これは、昨年度から厚生労働省のモデル事業として実施しているものでございます。趣旨に書いてありますように、様々な問題を抱えた方々に対して、パーソナル・サポータ

一を配置させていただき、制度横断・継続的に寄り添い方の支援を行うもので、②にありますように、長野県労働者福祉協議会に委託して実施しているところでございます。(1)のサポートセンターにつきましては、昨年度、長野市、松本市、上田市に設置し、本年度は、4月2日に飯田市に設置してサービスをしているところでございます。記載はありませんが、昨年度の実績ですが、一年間で777人がご相談をいただき、延べ6,600件を超える支援をさせていただいているところでございます。

次、28ページをお願いいたします。第8の若年者等ジョブサポート連携強化事業でございます。これは趣旨にありますように、パーソナル・サポート・モデル事業を実施している事に伴い、一般就労から距離のある若者に対しての多様な社会的受け皿の必要性が明らかになってきたことに伴い、本年度新たに事業化したものでございます。

②の事業内容にありますように、障害認定には至らない働く意欲のある若者に対して、指導員がサポートしながら中間的就労を行う事業をNPO等に委託して実施するというもので、先般事業を実施させていただく2団体を選定したところでございます。

続きまして資料の3をお願いいたします。最近の雇用情勢に係る指標についてでございます。1の有効求人倍率については、先程部長の話した中で申し上げましたように、本年の5月分ですが、全国が0.81倍、また本県が0.85倍ということで、いずれも前月を0.02ポイント上回っているという状況でございます。本県の有効求人倍率にもございますが、平成21年8月に過去最低の0.39倍を記録しましたが、以後上昇傾向にあり、特に22年の2月からは連続して全国を上回っている状況が続いております。また本県の状況は、24年1月には3年3か月振りに0.81倍台に回復して、現在も持ち直しの動きが続いている状況でございます。

2の非正規労働者の雇い止め等の状況につきましては、長野労働局さんの方で把握しているもので、これは5月から6月に把握されたもので、本年の5月から8月までに、実施済み又は予定のものについては、届けが無いという状況で聞いております。

3の完全失業率でございますが、全国は本年の5月分が4.4%、長野県分につきましては、本年1月から3月の推計値ですが、4.0%となっております。その他資料といたしますと、資料10、11ということで、冊子をお手元にお配りしてございますので、またご参考にしていただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

井上会長

はい、どうもありがとうございます。では、引き続きまして、資料ナンバー5番、「職業能力開発施設の設置状況等」です。こちらは宮下人材育成課長の方から説明をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

宮下人材育成課長

それではよろしく申し上げます。人材育成課からは職業能力開発施策の主な概要について、説明をさせていただきます。まず、最初に、1ページをご覧いただきたいと思っております。この表に記載のとおり、現在2年制の専門課程である、工科短期大学校を上田市に設置し、また、1年から2年制の普通課程である技術専門校を県下に7校設置しております。主に

新規学卒者等を対象にした職業訓練の他に、各校では、在職者訓練及び離転職者等を対象とした職業訓練も合わせて実施しております。

2ページをお願いいたします。昨年10月に策定した、第9次長野県職業能力開発計画の概要について説明をさせていただきます。この第9次の職能計画は、左上の計画とねらいに記載してございますが、職業能力開発促進法の規定に基づいて国が定める計画を受けて、県が進める職業能力開発の基本的な方向を5年ごとに定めるものでございます。今回の計画は、23年度から27年度までの5か年を計画期間としています。計画策定に当たっては職業能力開発審議会を設置し調査審議をお願いすると共に、審議会の答申に対する県民意見募集、パブリックコメントを経て策定したものでございます。右端の方に工科短期大学校と技術専門校の今後の方向性について記載をしてございますが、工科短期大学校につきましては、1の星印に記載してありますが、かねてより南信地域から要望等あります、南信地域への工科短大機能の配置について検討会を設置し、南信にあります3校の技術専門校のあり方を含めて検討してまいりたいと考えております。また技術専門校につきましては、3の今後の方向の2つ目の点に記載してありますが、応募・入校・就職状況等について検証を行い、企業ニーズや受講ニーズに合わせた訓練科目等の見直しを行ってまいりたいと考えております。

続いて資料の3ページをお願いいたします。長野県産業人材育成支援センター事業についてでございます。このセンターは、1の目的に記載のとおり、平成19年3月に策定した先程の推進プランのひとつ前の産業振興戦略プランに基づいて、産・学・官が連携して人材育成を通して長野県産業の振興を図るために、平成20年の4月に商工労働部内にこのセンターを設置させていただきました。事業内容については、2の事業内容の(1)に記載の、在職者を対象とした産業人材カレッジ講座の開催、(2)に記載の、信州ものづくりマイスター事業を昨年度から取り組んでおります。このマイスター事業については、毎年私ども卓越した技能者を信州の名工という事で表彰を行っておりますが、これらの方々を信州ものづくりマイスターと認定し、教育委員会と連携して認定マイスターを講師をお願いし、実業高校等での生徒を対象に実技講習等を開催するものでございます。(3)以降に記載の、研修情報の提供や相談支援事業なども合わせて実施しております。

4ページに先程説明しました、産業人材カレッジ事業、それから5ページに信州ものづくりマイスターについて資料を付けてありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

続いて6ページをお願いいたします。民間活用委託訓練事業についてでございます。この事業は1の目的に記載のとおり、離転職者やフリーター、ニートなどを対象に、民間教育訓練機関に委託して職業訓練を行うものでございます。本年度も担い手不足にある介護・福祉関係を中心に、ハローワークと連携し、職業訓練を実施してまいりたいと思っております。なお、この事業は全額国庫負担による事業でございます。

7ページをお願いいたします。障害者民間活用委託訓練事業でございます。この事業1の目的に記載のとおり、障害者の雇用を促進するために、民間の教育訓練機関等に委託して職業訓練を行うものでございます。内容については、2に記載をしてございますが、この事業も先程の民間活用委託訓練事業と同様に、全額国庫負担事業による事業でございます。

人材育成課からは、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

井上会長

はい、どうもありがとうございます。引き続きまして資料ナンバー6番、「第33回全国障害者技能競技大会について」こちらを技能五輪・アビリンピック室の西澤室長から説明をお願いいたします。

西澤技能五輪・アビリンピック室長

それでは資料6につきまして、ご説明を申し上げます。第33回全国障害者技能競技大会、通称アビリンピックについてでございます。1番の開催目的にありますとおり、まず、障害がある方の職業能力の向上、それから企業や社会一般の方に障害者に対する理解と認識を深めていただく、そして雇用の促進等を図るという事を目的としております。見出しにありますとおり、第33回とありますが、昭和47年度に第1回が開催されており、非常に歴史のあるものでございます。平成14年度の熊本大会では技能五輪、原則23歳以下の若者が職業技能の日本一を競う大会でございますが、これと一緒に開催することになりまして、その後その動きが定着し、山口県、香川県、茨城県、それと一昨年度の神奈川県と続いておりまして、いよいよこの10月長野県で開催ということになっております。国際大会にも繋がっておりまして、国際大会のある年には全国大会開催無しということです。

主催は、長野県、長野市、高齢・障害・求職者雇用支援機構でございます。4の競技会場は、記載のとおり、23種目をビッグハットとホワイトリングに分かれて行います。なお20日の開会式、22日の閉会式は、ホクト文化ホールで開催の予定でおります。

それから6の参加想定選手でございますが、全国から309人の選手を見込んでおります。7月末に各都道府県知事から高障機構に選手のエントリーがございまして、高障機構で審査のうえ、8月下旬には決定される事になっております。

7番の来場者の想定数は、推進協議会としては、3万人を見込んでおります。

8番目、併催事業でございますが、高障機構等の主催によりまして、ワークフェア、これはブース出展等でございます。それから体験型や生製品の販売等のわぎまるパーク、市の社会福祉協議会が主催するふれあいまつり、これは毎年若里公園で行ってございました。今回併催展ということでホワイトリングにおいて開催をしていただくことになっております。

一番下でございます、ふれあい音楽祭は、第4回目ですが、南長野J.Cの主催で開催することになっております。

後ろにございますチラシにつきまして、一番下に特別協賛以下企業協賛17社ございますが、技能五輪・アビリンピックということで、協賛を呼びかけてまいりました結果、本当に厳しい経済状況ではございますが、これだけの企業の協賛を頂くことになりました。

この大会につきましては、技能五輪と併せまして平成19年度に労働界の皆さんそれから経済界の皆さんから知事宛ご要望いただきまして、知事から厚生労働省と高障機構にお願いをして、長野誘致が決まったものでございます。大会まであと89日ということで、なんとしてもこの大会を成功させまして、この大会が一過性のイベントに終わるだけではなくて、障害者の皆さんの雇用の促進に繋がるような、そんな契機としてまいりたいと考えておりますので、是非よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

井上会長

はい、どうもありがとうございました。それでは引き続きまして資料ナンバー7番、「福祉人材確保対策事業の実施状況について等」、地域福祉課の方から今日は竹内さんの方からご報告をお願いいたします。

竹内地域福祉課企画幹

はい、それでは私からは、資料7についてご説明したいと思います。1ページの福祉人材確保対策事業の実施状況についてご覧ください。福祉人材の確保対策としまして、平成23年度はご覧の様な事業を実施し、福祉人材の確保等に務めたところでございます。特にこの表下から3番目のところに現任介護職員等研修支援事業、一番の下から2番目介護雇用プログラム事業、この2つの事業については、緊急雇用創出基金事業を活用して実施したものです。右側を書いてあります雇用人数ですが、この2つの事業合わせまして、640人の雇用を行ったところでございます。平成22年度は、652人の雇用が入る事になっておりまして、ほぼ前年並みの雇用実績となっているところでございます。

それでは引き続いて、2ページをご覧ください。生活保護の適用状況についてでございます。このことについては、昨今の労働雇用情勢と関連すると考えまして、今般説明させていただくものでございます。ご案内のとおり、平成20年度以降の厳しい経済情勢、特に雇用状況を反映いたしまして、生活保護の受給件数も増加し続けております。全国では、昨年7月に保護人員が過去最高となる205万人を超え、以降毎月記録を更新し、本年3月現在では、全国で2,108,000人が保護人員となっているところでございます。本県におきましても、保護率が24年4月で、5.3%、パーミルというのは人口1千人当たりの保護人員ですが、世帯数では8,565世帯、保護人員で11,281人という状況になっております。ちなみに平成22年度と23年度の保護率を比較いたしますと、全国では対前年度保護率では5.9%、保護世帯数で106.2%、保護人員で105.9%の伸びになっており、本県においても、それぞれ106%の伸びになっております。全国と同様の傾向を示している様な状況でございます。

次に、世帯累計別世帯数の推移をご覧ください。高齢者世帯数が最も世帯別では多くなっており、この4月で41.4%、次に障害・傷病世帯で37.3%となっております。この2つの世帯を合わせますと、78.7%と約8割を占める状況でございます。18歳から65歳までのいわゆる稼働年齢、働いて収入を得られる年齢層であります。その他世帯の割合は増加傾向にありまして、15%から16%を占めている状況でございます。数値の説明については以上でございます。生活保護につきましても、受給に当たっての扶養義務の問題等さまざまな制度上の課題が指摘されているところでございます。現在厚生労働省で制度の見直し、生活扶助基準の水準等につきましても、検討がされているところでございます。いずれにいたしましても、今後とも受給者の方やこれから申請をされる方々が、無用の不安や懸念を抱くことのないよう、最後のセーフティーネットとして機能するよう引き続き適正に対応してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

井上会長

どうもありがとうございました。続きまして、資料ナンバー8番、「平成24年度県立高校生への就職支援に関する取組について」、こちらは、武田教学指導課長から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

武田教学指導課長

それでは、お願いいたします。資料8をご覧ください。私からは県立高校生への就職支援に関する取組についてご説明いたします。2ページをご覧くださいと思います。平成23年度公立高等学校卒業者の就職状況でございます。(1)の学科別の就職内定状況をご覧ください。計の欄をご覧くださいと思いますが、3月末までに、就職が内定した生徒は2,622人で就職内定率は前年が94.5%、23年度が96.4%になり、1.9ポイント上昇をいたしました。この96.4%という数字は、過去10年間では19年度に次ぐ高い数値となりました。しかしながら、希望しながら就職ができなかった生徒は97人おります。しかしこの97名も昨年より44名減っております。

次に(2)課程別・男女別就職内定率でございますが、この右側の合計欄をご覧ください。全日制が97.7%、定時制が81.4%と、共に前年同期を上回りました。

(3)地区別・男女別就職内定率でございますが、合計欄を見ていただくと、全ての地区で前年を上回っております。昨年度も厳しい雇用状況でしたが、このように高い内定率になりましたのは、僅かではあります上向いた雇用状況の中で、各校が熱心に取り組み、また関係機関による様々な就職支援事業の成果であると思っております。特に、3月末まで期間を延長して配置をいたしました、就職活動支援員の効果によるところが大きかったと考えているところでございます。

それでは表の方をご覧くださいと思います。本年度の取組でございますが、1番の就職指導サポーターの配置事業であります。引き続き厳しい就職状況が予想されますので、本年度は昨年までの就職活動支援事業に変わり、就職指導サポーター配置事業を行います。これは就職指導サポーター28名を就職希望者の多い54校に配置し、求人開拓や、広く就職指導全般を支援するものでございます。

次に2番をご覧くださいと思います。本年度は長野県キャリア教育ガイドラインに基づき、生徒の職業に対する意識を高め、自らの進路を主体的に切り開いていくために、キャリア教育の推進を図ってまいります。これまでに県キャリア教育支援センターを教育委員会内に設置をし、県下4地区の教育事務所に、学校と企業を結ぶ「地区コーディネーター」の設置を行いました。これらを通して学校におけるキャリア教育を支援してまいります。また3番、その他ですが、厳しい雇用状況を踏まえ、(1)の①から④にありますように高校生や卒業生への就職に向けた支援や取組を行ってまいります。また(3)ハローワークとの連携による高校内企業説明会の実施などを、関係部局機関や諸団体との連携を深めて参ります。本年度高校3年生につきましては、就職志向の高まる傾向が強くと、昨年度より300人ほど現在の段階で就職希望者が多くなっております。これらを通して、指導してまいりたいと思っております。

説明は以上であります。

井上会長

どうもありがとうございます。それぞれ事務局の方からご説明をいただきました労働雇用情勢の現状と課題と、ものづくり産業振興戦略プランから、生活保護、そして高校生の就職支援と、非常にテーマが広い範囲に亘っております。また非常に短時間で、資料については本当に要点だけをお話しいたした訳ではありますが、少しばかり、時間をとりまして、今事務局の方から説明がありましたそれぞれの問題についてご質問ご意見などご発言ありましたら、挙手の上お話いただければと思います。皆さんから何かご意見等ご発言ありませんでしょうか。

鈴木委員

はい。

井上会長

鈴木さん。

鈴木委員

では、産業政策課長さん。製造業が長野県で2兆円の売り上げということですが、この戦略プランは具体的にどこまで数値を伸ばすプランなのですか。去年のシナノケンシの社長さんが出てこられて、ものづくりは長野県ではもう駄目だと、発展する可能性は少ないという話も聞いたので、その辺はどうかというのがまず1点です。

続いて、去年地域の自治体の首長といろいろ話をしました。特徴的なのは、坂城町の町長さんが、千曲川沿いのブドウが凄いい、それから山梨が地球温暖化でミカンの産地になりかけていて、長野県のこの千曲川がブドウに適している、もっと温暖化になっても上に上がっていけばいい。そういう意味では小布施も有名で、しかも生だと大変だから、加工してワイン生産を考えている。坂城の中小企業の所もかなり頑張っている。飯伊の方ではお菓子の工場を誘致して地元で採れた材料を使いながらそこで生産してやっっていけば、地元の雇用になる、しかも農業との連携もできる、そういう工夫をこれからやっっていくと、そういう話を聞いたけれど、県としてこのプランでそういう自治体との連携が、もし具体的にあれば聞きたいという質問です。

井上会長

今の話ですと、ものづくり産業振興戦略プランに係るかと思います。

まず第1点目は、やはり製造面に関しては、数値目標について、県の方がどのように考えているかという点が1点目になると思います。2点目は、先程事例として、鈴木様から挙げていただいたのは、農業のいわば6次産業を含めてのもう少し広い話だと思いますが、何よりも産業に関しての自治体との連携という点が重要になるという、非常に重要なお話だったと思います。では今のご質問について石原課長の方からご意見いただけたらと思います。

石原産業政策課長

まず1つ目の製造業のこれからの私どもの数値目標でございますが、資料の中のA3の資料の右の上をご覧くださいと思います。この計画5年計画でございますので、5年後の数値目標、これを3つ掲げております。1つ目は、製造業の付加価値の金額でございます。2.5兆円の達成を一つの目標値としております。ちなみに平成22年は2兆2,300億円ございました。ここで付加価値と言いましたのは、私どもといたしましては、長野県内で作られる価値をしっかりと把握する必要があると考えているところでございます。それから1つ目のお話の中に、これからは、サービス業ですというお話もありましたが、確かに長野県内の製造業の県内の総生産の中で占める割合は、26.8%、約4分の1、それからサービス業は23.2%になります。またこれを雇用に変えますと、僅かでございますが、サービス業が1位になるということです。従って、先程製造業は大切だということを、重点的に話しさせて頂きましたが、利益率の高いサービス業のプロジェクト性も大きな課題になるのではないかと考えているところでございます。

それから2つ目でございますが、坂城町の話と、自治体との連携という話でございました。この計画の中のA3の資料の左側の上の策定の主旨等の、この計画のプランの性格でございます。2番旗印をご覧くださいのですが、産業の振興においては、私どもだけではできないものではございません。県内の企業の方々、県内の大学の関係者、またはテクノ財団等支援機関、それから市町村等の行政機関等が一体となった取組が必要と考えております。それぞれが、それぞれの特徴を生かして、その地域の今後を考えている訳でございますが、大きく捉えて長野県は何を考えているのか、長野県としてはどういう方向を向いているのかという1つの旗印、方向性をこれで示したいという事で、今回3つの分野3つの市場を掲げた訳でございます。従いまして、市町村との連携の上に成り立ってこれをやっていく、長野県だけで独り相撲をするわけではないと、それだけのご承知願いたいと考えております。

それからワインの話があったわけですが、農商工連携をこれからもしっかり続けていきたいと考えております。先程の話にもありました、3つめのプロジェクトでございますけれども、地域資源を生かした高付加価値の産業の育成ということで、松本にございます地域資源製品開発支援センターにおきまして、これまで、農商工連携又は地域資源を使って100を超える製品の開発を支援してまいりました。今後も1番始めの所から市場開拓まで、ワンストップサービスで出来る事を手伝っていきたいと思っております。

以上でございます。

井上会長

ありがとうございます。鈴木委員いかがでしょうか。

鈴木委員

はい、いいです。

井上会長

先程最後にご意見いただいた石原課長の方からあった、6次産業含めてのところですが、

商品開発という形になると、どうしてもある意味資本力というのが前提にならざるを得ないというのが今までの姿だったと思います。こちらに挙げられている医療・健康、それから食品に関しては、比較的資本力の弱い会社が、結構良い技術を数多く開発したり、あと一步のところまでそういう開発に繋がるという様な企業を、私の方も幾つか存じ上げております。そういうところに県の方がどのような形でサポートが出来るかというのが、小さな雇用ですけれども、大きく今後発展する可能性がありますので、そういう視点を入れていただいて、産業施策という形で推進していただければ嬉しいという感じがしております。よろしくをお願いします。

それでは根橋委員の方からお願いします。

根橋委員

はい、説明ありがとうございます。総論的なことになってしまうと思いますが、2点に絞って質問並びに意見も述べさせて頂きたいと思っております。

まず全体の雇用のセイフティーネットという視点で何点か発言させていただきたいと思っておりますが、まずはパーソナル・サポート・サービス事業であります。今年2年目に入りまして、縦割りになっている制度を横に繋ぐ制度で、先日も、ここ1年間で700件を超える相談、また内206名が就労まで結びついたという報告も受けているところであります。国の施策で事業年度が昨年1年だけでまた今回延長され、短期間の事業ですが、この制度に期待をしているところです。この制度の持っている意味からすると、不毛的な事情を抱える就労困難者を、就労まで長期のサポートステップで結びつけるという事業ですので、サポートステップからすると、短期間で成果を生み出せる事業ではないというように捉えております。1年1年この先はどうなるのか分からない中で支援をしなければいけないというPSの皆さんの発言もありました。こういった制度は連携が命だと思っており、法的な機関、民間それぞれの資源を、横に繋いだうえで就労まで結びつけるといった長野県版のサポートを作り出す良い機会ではないかと思っております。そういった意味では、県の施策の中に十分に盛り込んでいただいたと承知はしておりますが、さらに踏み込んでさまざまな連携を踏まえて、今後も引き続き、国の支援がなくなっても続けるようなものに作り上げていくことが必要だと思っております。ぜひとも私たちも協力は当然致しますが、その辺の対策の強化をお願いしたいと思っております。

セイフティーネットの観点で、先日労働局との懇談を行い労働局の方針の中で、福祉から就労へという支援事業に期待をしているところであります。県また市町村と協定を結んで事業を促進していくという事も出されておりますが、24年度の長野県の雇用施策実施方針も読ませて頂いたその中で、県もいろいろ事業を持っておりますが、連携を踏まえて、県としての役割を發揮いただくことが必要だと思っております。残念ながら今資料を見させて頂くと福祉から就労へという文字が見当たりませんでしたので、是非そういった連携を踏まえて、単独でなくそれぞれ横断的な事業展開をお願いしたいと思っております。

鈴木委員からもありました、ものづくりの関係でございます。先日意見交換をやらせていただきましたが、この取組は長野県の持ち味を生かした、長野しかできないものづくりの在り方、産業振興が必要だと思っております。是非とも産業振興と共に雇用の創出も含めて、事業の取組をお願いしたいのと、何か新しい産業を拡大するみたいな事ばかりが先立

ちますが、現有の中小企業にスポットライトをいかに当てるかということがあります。地域で頑張っている中小の皆さん、こういった取組を知らずにやっていることもありますので、現有の長野県を守っていただいている中小の皆さんに、スポットライトを当てるようなところへ作り上げていただきたいと思います。

先程もありました、異業種間の連携はさらに必要になると思っています。燕市の報告も聞いたことがあります、陶磁器と農業と、またサービス業を含めて、その地域としての代表的な商品に作り上げたというような報告も聞いております。長野県の持ち味を生かしてブランド力を発信できるような施策にさせていただき、そのうえで雇用の創造も含めて作り上げていただきたいと思います。以上です。

井上会長

はい、ありがとうございます。いま、根橋委員の方から質問及びご意見を出していただいたのが、2つだと思います。1つ目は、セイフティーネットについてで、特にこれはパーソナル・サポート・サービスの今後の継続性について県がどういうふうに考えているかということ、それから2つ目としては、やはり福祉から就労へということ、ボーダーラインに対する支援というものをもう少し出していくような必要があって、それは県の縦割り行政の中から変えていくためには、一步踏み込んだ、ボーダーライン層への支援が必要だろうと思います。これについては、私も少しお伺いしたいところであります。

2つ目の大きな論点としては、ものづくりの事で、中小企業へのスポットライトと新しい異業種の連携を含めたブランド化という事について、もう少し県の方での意見が聞きたいというお話でした。

ではまず、1番最初にセイフティーネットの事について、これは吉澤課長の方へお願いすれば宜しいでしょうか。

吉澤労働雇用課長

それでは、最初のパーソナル・サポート・モデル事業につきまして、私の方でお答えさせていただきます。先程、事業の説明の中で申し上げたように、県内においては、昨年1年間で777名の方からご相談いただき、今年4か所に増やしましたが、4月から6月まで飯田も含めて、県内の255名様からご相談をいただき、非常に相談者が多く寄せられています。そんなような方に対して、パーソナル・サポーターがきめ細やかな、同行支援しているという状況でございます。

この事業につきましては、先程も根橋委員からお話がございましたように、モデル事業ということで、限定的に23年度行ったものが、本年度24年度に継続されているというのが現状でございます。県といたしましても、来年度以降この事業については続けていかなければいけないという認識がございます。財源の問題がありますので、先般6月に、知事から内閣府に対しまして、PS事業の継続要望をさせていただいたところでございます。その中で、内閣府からの答えですが、来年度厚生労働省でモデル事業として考えていきたいという話がありました。具体的には今年の秋までに策定されます生活支援戦略の中で位置づけられ、そこで継続的な事業が行われていると聞いております。

それから、今生活支援戦略については検討が行われているわけですが、それらの資料を

拝見させていただきますと、25年度26年度に関し、今言ったパーソナル・モデル・プロジェクトの実施の効果を検証するという事での方針がスケジュール的に示されていますので、県としては、まず、国で事業の継続がなされるというところをしっかりとやっていただくという意味で、国に要望等を通じこの辺を確実に担保してまいりたいと考えております。以上でございます。

井上会長

それでは福祉から就労に関して、お願いします。

竹内地域福祉課企画幹

すいません、福祉から就労支援事業については私竹内の方から説明いたします。

井上会長

はい、お願いします。

竹内地域福祉課企画幹

福祉から就労支援について労働局さんが実施主体なものですから、今回、この資料に載せてありませんでしたので、申し訳ございませんでした。簡単に内容を申し上げますと、市あるいは県と労働局との間でそれぞれの役割を決めた協定を結びまして、主に福祉事務所と公共職業安定所が連携して、例えば福祉事務所で、ある生活保護受給者等一定の条件が整った方については、公共職業安定所と連携してそういった方が就労できるように連携してやっていきたいと思いますという事業でございます。今年も、県でいえば県と労働局と協定を結びまして、県では郡の福祉事務所になりますが、郡の福祉事務所と関係公共職業安定所の間で、お互い連携といいますか、具体的な名簿交換であるとか具体的な計画を立てまして、事業を進めていこうという事でございます。お聞きするところによると、公共職業安定所にそれぞれナビゲーターを置きまして、この方々が具体的に生活保護受給者等について個別に面倒をみるという内容になっておりまして、今年その方々を倍増されたと聞いております。今年度も積極的にこれらの方々に協力しながら福祉から就労というまさに事業名にあるとおり事業を進めていきたいと考えております。

井上会長

はい、ありがとうございます。今日配布された資料の7番の裏側ですか、この生活保護の適用状況というの、生々しい数値で出ていると思います。世帯類型別世帯数の推移の中では、高齢者の世帯が増加をしてくるのは、高齢化と日本の年金制度の大きな問題点があるまま表れていると思います。母子世帯に関しても少し増加傾向にあります。なによりもやはり非常に気になるのは、その他世帯です。これは、現在1,275世帯で、これは昭和50年度の1,826世帯にほぼ近くなっているという状態です。これはどう考えても生保の問題というよりも、遥かに雇用の問題に係ることだと思います。例えば就労に係る厳しい若い世代であるとか、あるいはボーダーライン層にいる人達を、どのような形で、生活を一方でサポートしながら就労に繋げるかという非常に厳しい解決が問わ

れている施策だろうと思います。この辺りになるとどうしても市町村だけでは対応が難しい問題が間違いなく入っていると思いますので、県が主導してサポートを継続できるシステムを連携して用意していただきたいと思います。

根橋さん大丈夫でしょうか。

根橋委員

はい。

井上会長

もう一点。先程の質問からものづくりに関して、中小企業の問題それから異業種とのブランド化の話が指摘されております、石原課長の方からお願いできますでしょうか。

石原産業政策課長

はい。一つ目の、現在活躍している中小企業の方々にももっとスポットを当てたらどうかという話でございます。長野県が行っております特に商工労働部が行っております事業というものは、殆どが中小企業を対象としたものでございます。大企業の方々には、あるべき方向性を示すことにより協力していただく、むしろ中小企業の方々に私ども目線を合わせて、対策を行っているところでございます。

私ども今回のプランの中でも、いくつか中小企業の方たちが出て参ります。例えば、重点プロジェクトの8番でございますけども、A3の資料のここに載っているわけですが、中小企業が取り組む国際展開の支援をしますということ、または、2番目でございます研究開発型企业への転換、これは下請型企业をその上の提案型・研究開発型企业へランクアップしましょうということで、工業技術総合センターがこれらをお手伝いさせていただくという形になっております。従いまして、委員の方からご指摘された事を、今後具体的な私どもの施策の中でしっかり活かして行きたいと考えているところでございます。

2つ目の異業種との連携でございます。例えば、製造業とサービス業ということでございますが、これも重要な視点と考えているところでございます。ものづくりで、ただ物だけを売ればいいという時代は既に終わっていると思います。物と一緒にそこにソフトも加え、パッケージで売ることにより、そこに新しい付加価値ができると考えております。そのような取組につきましては、産・学・官連携の推進をしておりますテクノ財団を中心に、今後いろいろな形で実現を図りたいと思いますので、またご指導いただきたいと思っております。以上でございます。

井上会長

はい、ありがとうございます。他に皆さんの方からご意見ご質問。はい。

小林委員

要望と質問をお願いします。1点目は井上先生も詳しくお話ありましたが、6次産業化の問題です。一番大事なものは、持続可能なものでなくてはならないという事と、地域の活性化という事が非常に大事になります。実は先だっても農水省のホームページの中に、

6次産業化中央支援の公募が出ておりましたが、非常に大きな会社が応募をし、それがどういうふうに展開されていくかわかりませんが、それが本当に小さな地域の市町村の利益になれば結構なのですが、「上から来てそれでは」というような例も聞いております。是非その辺のところは、農政部と協力して、私どもそういう部分も政策提言していますのでお願いしたいという意見が1点です。

それから質問ですが、1番最後に教育委員会の先生にお話をいただいた、就職支援状況ですが、裏面の方の(3)、説明があったかもしれませんが、中信地区の男子だけ前年よりかなり数値的には悪くなっています。特別な事案があるのか分析がありましたらお聞きしたいと思います。

井上会長

はい、ありがとうございます。では最後のところからご質問にお答えいただきたいと思っております。武田課長の方からお願いします。

武田教学指導課長

はい、特別な事由、状況はなかろうと思っております。前年度は東信が少し低かったかということで、その生徒の希望する職種と求人、マッチングの問題の方が大きな要素であろうと考えております。

井上会長

ありがとうございました。

徳武委員

すいません、今の資料8について関連して質問させていただきたいと思っております。

井上会長

はい。

徳武委員

連合長野の徳武と申します。今年から初めてこの審議会に参加させていただいております。違う質問をするかもしれませんが、ご容赦いただきたいと思っております。

数字に関連して、裏面の就職内定率について先程お話がありました。今年度につきましては96.4%で、昨年よりも内定率は良くなっていて、44名減っているというお話がございましたが、この就職の内定率という数字がどういう数字なのか、私も詳しい事は分かりませんが、例えば正社員として入っているのかどうかという数字の基をお聞きしたいと思っております。というのは、それが正規で雇用されたものなのか、そうでないものなのか、単純な質問ですがその一点と、その時の就職の内定率はこの数字ですが、例えばその後1年間スェット数字と言いますか就職された方が、辞めてしまったとかいう事については、その後の数字については追いかけているのかお聞きしたいと思っております。以上でございます。

井上会長

ではそのままお答えください。

武田教学指導課長

ここで出している数字の内定率というのは、就職希望している高校生を分母に取りまして、実際に正規として内定をいただいた数でございます。

2つ目のご質問のその後の離職率等は、私どもの方では掴んでいないところでございます。

徳武委員

関連して申し訳ありません。もう1つお聞きしたいのは、ここでは高卒者の内定率の数字が出ているところですが、それ以外に県立の短大とか、いろいろ専門学校があるわけですが、そういったところの数字というのは把握されておりますか。

武田教学指導課長

今回お出ししたのは就職の関係だけでございまして、大学等へ進学する者が約40%でございます。

徳武委員

例えば短大とかそういったところの就職率っていうのは分かりますか。

武田教学指導課長

すいません、短大や大学の就職率は、私どもの方では掴んでおりません。高卒のみです。

徳武委員

それを掴んでいるところは、別にあるわけなのですか。

吉澤労働雇用課長

それについては、長野労働局さんで県内の短大、大学と専門学校等を対象に継続して調査しておりまして、24年3月の数字ですが、求職者数が5,330名、就職内定者は5,005名、内定率は93.9%ということで、23年が92.9%、22年が90.9%です。2年前より上がっているという状況でございます。

徳武委員

高校の卒業者の内定率というのは、公表されていると思うのですが、労働局で発表されている今の数字というのは発表されていないのですか。ホームページを見てもなかった気がするのですが。

吉澤労働雇用課長

大学の数字ですか。

徳武委員

はい。

吉澤労働雇用課長

長野労働局さんのプレスリリースをご覧いただければその中に定期的に、発表されています。

徳武委員

高卒者・大卒者分けて、細かくは発表されていなかったと思います。全ての内定率の発表はされていたかと思うのですが。労働局の話なのでそれは結構です。

吉澤労働雇用課長

参考までに労働局さんの方で就職内定率というのは調査されていまして、3月末、最終的には6月末現在が7月以降に出てくるのですが、県内高校生の内定率は98.1%、前年を1.3%上回っているというような状況でございます。

井上会長

大丈夫でしょうか、徳武委員。徳武委員の質問にはなにか真意があるのではないかと思います。その辺り一言頂ければと思います。僕もこれは単なるデータの問題ではないと思います。それを県が把握しているかどうかという水準と、それを労働局が把握しているかどうかという話は、実は違うと思うのです。

徳武委員

どうしてこんな今質問したかという、私ども連合は、東海ブロックの中にいるのですが、例えば春闘の時期になると大学卒業、短大、高校卒業と新卒者の就職内定率を各県ごとに個別に調査をして、それを基にいろいろ議論しているところでございます。たまたま真意と言いますか、今年の2月に、その辺りをホームページで拝見したところ、細かい数字が出されていなかったと思うので、実は労働局さん聞いてみたのですが、実際には把握しているが、数字は公表してないと言うのです。そんな様な話がございました。理由ははっきりしないのですが、県内では、短大なり大学の数が少ないので、いろいろなところに影響を与えてしまう。そんなお話があったものですから、逆にそうではないという気持ちがあるので、一言申し上げたところでございます。

井上会長

ありがとうございます。今の景気状況だと何かというと就職率の問題、内定率の問題が出てきますが、実際には就職した後でどれだけの離職があるかというのは、実は昨年度の確か第2回の審議会の中でも、確か宮下委員の方から非常に細かく、仕事が継続されない

問題に関して採用者の立場から、的確なご指摘をいただいたと思います。そうすると離職の状況に関して併せて把握をするという点が重要になる。労働市場をどうやって見ていくかという点では、どうしてもこれは県の仕事としてやらなきゃいけないと私は思います。それが1点。

もうひとつは、人材という点でいうと、今回は特に吉澤課長の方からご報告ありましたように、U・Iターンの人材に関しては、これは相当新しいと言うかテコ入れをするような形での予算措置が行われていると思います。このU・Iターンの人材という点でいうと、まだまだ長野はある意味、胡坐をかいてしまうところが正直あると思います。それは長野という地の利であるとか、あるいはUターン、Iターンという点でいうと、稼働労働力以外の部分でも、非常に多く長野にいらっしゃる方が多いので、どちらかといったら2次のなものになりがちだったと思います。逆にここをもっと戦略的に用意することによって、例えば長野県下の大学であるとか、高校卒業した高校生がこれから就職しようとする時に、外との競争の問題を入れることによって、もう少し人材という点では活性化する可能性もあります。また、これから産業として展開しようとしている中小企業が、例えば大卒の学生を採用しようと就職関係の会社にリクルートをお願いすると、何百万単位というお金が必要となって求人活動がままならないという声も聞くところがあります。実際にそういうところというのは、長野県よりはるかに地の利が厳しいような県では、県単位でそういう事業を行って、マッチングを行うような事業を具体的に進めているところも私は聞いております。そういうことを考えるとU・Iターンをテコ入れするという点でいえば、例えば技能労働者の中で、あるいは途中で採用を考えているような企業に対してどれだけの支援ができるかというのが、もう一步踏み込んだ人材戦略という点では意味のある予算の使い方だと思うので、今後その辺りも視野に入れて考えていただければと思います。他の皆さんからご意見ありませんでしょうか。

中村委員

はい

井上会長

はい。中村委員お願いいたします。

中村委員

労働側からばかりで申し訳ないですが、私も昨年の宮下委員の使用者側の方たちの意見として、労働問題審議会もメンバーは変わりますが、毎年こういう説明が主で2回しか行われないので、事業の継続がかなり叫ばれていますが、結果というか課題がなかなか継続していかないと思います。昨年気になったのが、ミスマッチとか新卒者の戦略にならない事例とか、人材育成がこれからポイントで教育の工夫が必要とか、労働界としても教育の中に踏み込んで労働組合ということも伝えていかなければならないし、労使の環境等が一番大事という話がありました。今回も、離職率は20代で7割位と報告されました。教育で内定率の数値が挙げられたのですが、この間工科短大のあり方の中でもありました、進路指導において大学進学で迷っているのだったら1つ上の大学にという形になってしまい、

県内に戻ってくるというのはなかなか少ない。せっかく長野のものづくりという、工科短大、技術校が沢山ありますので、もう少しアピールするというのはどんなふうを考えているのでしょうか。私たちは専門的に特に興味を持って見ればわかるのですが、お子さんとか高校生にそこらへんまでいくのでしょうか。他県では井上先生がおっしゃったように、特に県の活かすインターンシップ制度を行っているところもあります。それが逆に今海外からのインターンシップを取り入れているような状況になっているので、是非日本にいる若者の支援を、特に長野の中小企業に力を入れてくださっているこの時期こそ、ものづくりというものを大事にしてもらいたいと思います。その辺り教育の工夫というか、コーディネーターの派遣などで、何か変わってきた事を伺いたいと思います。

井上会長

はい、それでは武田課長の方からお願いします。

武田教学指導課長

先程お話ししましたが、長野県キャリア教育ガイドラインという物を昨年策定いたしました。その中で、強く言っているのは、ひとつは幼保小中高連携をして、一貫したキャリア教育をしていこうということです。キャリア教育というのは、いわゆる職業教育の部分もありますが、それよりも自分の生き方を考える、生き方学習をしていこうといった時に、幼保小中高と一貫したカリキュラムを研究していこうという事に今着手をし始めたところでございます。

2点目、高校生につきまして、特に普通科の高校生において、大学へ進学する目的とかその先の事を考えた進路指導というのは今まで十分でなかったという反省もあるのですが、ひとつには普通科の高校などにも高校生のうちに就労体験させて、社会と自分との関係をもう少し考えて行く機会を創っていきたいと思っているところでございます。本年につきまして、昨年まで就職支援をしていた方を、キャリア教育にも関わっていただいて、昨年まで高3の就職者の出口を基本的にやっていただいていたのですが、本年は支援サポーターの方に、もちろん出口も中心にやっていただきますが、高校1・2年のキャリア教育にも関わっていただいて、実際社会とのリアルなものを見方を付けていただきたいと思いますところでございます。

特に企業関係者の方々から、新卒者がどうもコミュニケーション力というか人と関わる力が弱いというようなご指摘を受けており、そういった意味でこれも先程申し上げましたように、小中高一貫にして学習をもう少し共同的、友達と一緒にコミュニケーションしながら学んでいくという授業形態を進めてまいりたいと思っているところでございます。以上です。

井上会長

はい、ありがとうございます。それぞれさまざまな議論が出ております。いかがでしょうか、この辺りで最後にもうひとつ追加でご質問等あればと思います。

福沢委員

はい。

井上会長

はい、どうぞ。

福沢委員

資料2で、ページが27ページでありました、パーソナル・サポート・モデル事業ですが、非常に興味を惹かれるものがありまして、当事者の支援ニーズに合わせて、制度横断的・継続的に各種支援のコーディネート等を行うと書いてあるのですが、具体的にはどのような形を取られているのかももう少し具体的にお伺いしてもよろしいですか。もう少し詳しく伺う事は可能でしょうか。

井上会長

では、吉澤課長の方からお願いします。

吉澤労働雇用課長

はい。ご相談される方によってさまざま状況は違う訳でございますが、例えばご相談の主な内容が就労支援ということであれば、ハローワークさんにお繋ぎさせていただいて、実際ナビゲーターさんが定期的にパーソナル・サポート・オフィスにもお見えになっているので、普通のハローワークさん以上にきめ細やかな情報提供させていただいているという事があります。先程お話がありました、昨年206人の方が就職に結び付いているという事があります。例えば生活支援という事で、この方は生活保護をお受け頂いた方が良いのではないかとこの事があれば、福祉事務所の方へお繋ぎさせていただく。また、あるいは一時的に、生活福祉資金が必要であるという事になれば市町村の社会福祉協議会にお繋ぎしてお金をお借りいただくという事がございます。その他、障害者の支援については障害者の支援団体、またメンタルヘルスにつきましては医療機関の中にお連れさせていただくなど、窓口の場合、この問題についてはこういうところがございましてそちらへ行ってくださいという事しか申し上げられないのが普通ですが、パーソナル・サポートにつきましては、パーソナル・サポーターが、例えば、生活保護であれば福祉事務所の窓口まで同行するというような事で、お手伝いをさせていただいているというのが、伴走型同行支援という事になります。

井上会長

ちなみに、パーソナル・サポーターはどのような身分とか資格というか経験者になってるか、少しだけお話しいただけますか。

吉澤労働雇用課長

はい。さまざまですが、例えば常勤の方ですと、資格としては社会福祉士を持っている方、あるいは、かつて職業紹介員をやっていた方、ハローワークに務めておられた方、又は社協の相談員をやられた方、産業カウンセラーでメンタルヘルスの出来る方、キ

キャリアコンサルタントの資格を持っておられる方などでございます。

井上会長

ありがとうございます。どうでしょう福沢さん。

福沢委員

はい、どうもありがとうございました。

井上会長

パーソナル・サポーターは、現政権のなかでは一つの目玉になっており、逆に言うところの目玉が一人歩きしてしまいます可能性があります。僕はパーソナル・サポーターの重要性というのはすごく思っております。ただその伴走がどう行われるかというところが今後重要になってきます。正直まだ事業が始まったばかりなのですが、例えばどのような方がこの窓口へ来られているか、それから県下でも拠点的な部分しか置いてない、そうすると、ここまで来ることができない人も数多くいるわけであって、そういう人に対して今度はどのような形でサポートするかというのが、連携型で行わざるを得ないこととなる筈です。例えば情報が入ってきた時の、その送りの問題というのも今年度は深く整備をしていって、拠点だけではなくて出来る限り面に近い形でサポートに繋がられるような制度を用意してほしいと思います。

ではよろしいでしょうか。どうも皆さんありがとうございました。それでは1点目の論点を一応閉めます。次に、今日は2つ目の論点になっております、「障害者等の雇用の在り方検討に係る専門委員会の設置について」の議題になると思いますので、その状況を、それから議案等説明を事務局の方からお願いしたいと思います。それでは吉澤課長お願いします。

吉澤労働雇用課長

はい、それでは資料9の1をご覧頂きたいと思います。障害者雇用の現状と課題ということになります。冒頭(1)として、障害者の定義というものを出示しております。身体障害者につきましては、法の第4条で決まっております、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けている方ということでございます。知的障害者ということにつきましては、法律の定義はございませんが、厚生労働省基礎調査での定義というものが出されており、ご本人からの申請に基づきまして、療育手帳が交付されているということでございます。精神障害者につきましては法律の第5条で定義はされておりますが、ご覧いただきますように対象範囲が非常に広がっているということがひとつございます。その下3行に書いてございますが、ひとつには精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、また2行目ですが、必要な医療について自立支援医療を受給して、通院・入院している方がいらっしゃるわけで、実際は手帳の交付あるいは自立支援医療を受けていない精神障害者も多いという状況であり、全体数の把握が難しいというのが実情でございます。

2ページをお願いいたします。(2)が長野県の障害者の現状でございます。上の表でございまして、県内の身体障害者は95,626名、知的障害者は15,893名、そして

精神障害者につきましては、先程お話ししましたように、欄外にアスタリスクがありますが、手帳の交付者数13,095名、総数で124,614名ということで、ここでは整理をさせていただいております。右側にどのような所にお住まいであるかということですが、在宅の方が約90%、施設入所の方が6.7%、入院の方が3.3%という状況でございます。就労関係ですが、左上就労者数、これは一般就労と自営の方ということで、実は統計上は精神障害については取れていませんので、身体障害者と知的障害者を合わせて19,393名という状況でございます。右側に福祉就労者数がありますが、アスタリスクの3つ目に書いてございますように、障害者福祉サービス事業所などで就労している方達で、こちらは合わせて4,000名でございます。なお本年3月31日現在でハローワークに求職をされている障害者も4,464名いらっしゃるという状況でございます。こちらは精神障害者も含まれております。

続いて3ページをお願いいたします。(3) 障害者の雇用状況ということでございます。法定雇用率というのがございまして、民間企業につきましては1.8%となっておりますが、昨年6月1日現在の県内の民間企業は1.82%で、法定雇用率を上回っている状況でございます。しかしながら、この法定雇用率を達成している企業の割合は全体の57%で、逆に言いますと未達成の企業が43%あるという状況でございます。その下に県・市町村等書いてございますので、こちらはご覧いただきたいと思っております。

(4) は、今申し上げました民間企業の産業別に見た場合、どのようなことになっているかということで、実雇用率の高い順から産業別に示させていただいているものでございます。ご覧いただきますように、生活関連サービス・娯楽業、医療・福祉では比較的高い状況でございますが、教育・学習支援業あるいはその他につきましては1%を下回っているという状況で、業種間におけるばらつきが大きいと言えるのではないかと思います。

続きまして、4ページをお願いいたします。4ページは障害者雇用促進施策ということで、簡単にまとめさせていただいたものでございます。詳細は、9-2にございますので、ご覧いただきたいと思っております。まず、左側、事業主に対する施策としますと、国の施策では、そこに書いてございます職場支援従事者配置助成金をはじめとする各種の助成金、奨励金がございます。県の実施するものとしますと先程ご説明ありました民間活用委託訓練事業そして障害者を雇用した場合の政策減税、先程ご説明いたしました職域拡大アドバイザー事業そして障害者多数雇用事業所等からの優先発注制度等がございます。右側でございますが、次に障害者本人に対します施策でございますが、国で実施されている主な物としますと各ハローワークにおいて、障害者専門支援員による求人開拓・マッチングを主に従業員数56人以上の事業所を対象にして行っております。また長野障害者職業センターにおかれましては、ジョブコーチによる業務遂行支援も行っているということでございます。県の実施する事業としますと、56人未満の事業所を対象にして求人開拓員を置いて、同じようにマッチングをさせていただいております。また障害者総合支援センターにおいても、就職支援ワーカーによる就業支援が行われているという状況でございます。

(6) でございますが、今後の障害者雇用に関し、最近いろいろな動きが出て来ているということで、3点まとめさせていただいております。まず第1点目でございます。法定雇用率の引き上げということで、来年4月から引き上げられるということになってございます。民間企業につきましては現行の1.8%が2.0%に引き上げられまして、対象

となる企業も現行の56人以上から50人以上となるということでございます。地方公共団体、教育委員会等についてもそれぞれ0.2%ずつ引き上げられるというふうになっております。2つ目でございますが、精神障害者の雇用義務化に向けた検討ということで、精神障害者につきましては現在のところ雇用義務の対象にはされておりませんが、厚生労働省の研究会において精神障害者も雇用義務の対象とする方向で現在も検討がなされている状況でございます。

3点目でございますけれども国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律が本年の6月20日に成立いたしましたして、来年の4月1日に施行されるということでございます。この法律の目的でございますが、国や地方公共団体等が障害者就労施設等から優先的に物品や役務の調達を行い、就業している障害者の自立促進に資するというところでございます。なお、現在今ご説明しましたこの3点につきましては参考資料1、2、3ということで、資料をお付けしてございますので、後ほどご覧ください。

5ページ、7といたしまして今申し上げたことなどを踏まえ、障害者をめぐる今後の課題と今回専門委員会の設置をお認めいただき、検討を進めていったらいいのではないかと考えている内容でございます。

4点でございます。まず1点目でございますが、障害者の一般就労が進まない要因分析とその対策ということでございます。課題といたしますと、先程ご説明いたしましたように、県内の民間企業では昨年6月1日現在では法定雇用率1.8%を総体としては1.82で上回っておりますが、個別の企業で見ますと達成していない企業が43%あるというような状況でございますので、障害者雇用が進まない企業に対する一般就労を促進するための支援策を含めた提案についてのご検討をお願いしたいと考えているところでございます。

2点目でございますが、実雇用率を向上させるための産業別、事業所規模別取組ということで、課題としますと先程ご説明致しましたように実雇用率につきましては産業別に関きがあるという状況でございます。また法定雇用率の対象とならない小規模の事業所に関しましては、雇用の実態も把握できていないというのが正直申し上げさせていただいている状況でございます。そこで、産業別、規模別に障害者雇用が進まない要員を把握したうえで雇用促進に向けた具体的な提案をご検討いただきたいということでございます。県としては実態調査の予算について確保はできているという状況でございます。

3点目でございますが、障害者の自立に向けた収入確保ということで、先程も触れましたが、就労している障害者の割合というのが相対的にはあまり高くないという状況でございますので、家族等に頼らない自立に向けた収入というのを、どのように確保していくかということについて課題として上げられるのではないかと思います。自立に必要な安定した収入を就労も含めどのように確保するかについても、少し大きな課題になるかと思いますが、検討していただきたいと考えております。

4点目でございますが、障害者の働き方という事で、こちらも非常に大きなものになるわけでございますが、知的、身体、精神の各障害につきましては、それぞれそのひとの体の状況等によりまして、望ましい就労体制が異なるということがありますので、それぞれの障害者としての適性あるいは企業側の配慮すべき点を整理して、働き方のモデルというようなものもご提案を検討して頂ければと考えているところでございます。以上でございます。宜しくお願い致します。

井上会長

ありがとうございます。最後に吉澤課長の方からありました4つを今後の課題という形で専門委員会を設置するという話の説明がございました。この件について、ご質問等がありましたら皆さんの方からお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

障害者雇用に関して日本はいくつかの問題があると思っております。何よりも日本は、皆さんも承知の上だと思いますが、障害者の認定率が非常に低いわけです。低い中で、枠組みの中で障害者手帳持ってらっしゃる方々に対する就労支援というのが重要になってきます。そのためにも今回の専門委員会に関しては、その現状を的確に把握するという点が課題になると思います。もうひとつ、今度は広い目で見ますと、先程から問題になっているボーダー層の問題というのが出てきまして、パーソナル・サポートの中にもそういう方々の支援が混ざりこんでいる可能性が非常に高いという感じがします。そういう点で一般就労施策と合わせてこの障害者雇用の問題というのは、今後どこかが引っ張っていかねばいけない問題になります。その主体として県が出てくるというのは重要な取組ではないかと思えます。いかがでしょうか。もう少し個別の話であるとか、何かご意見という話があればここで皆さんの方から伺う機会だと思えますが。いかがですか。

根橋委員

よろしいですか。

井上会長

はい、お願いします。

根橋委員

障害者雇用の問題は、先程説明いただいたように、達成している企業が現状で57%というのは、非常に問題だと思っておりますので、是非とも、今後、専門委員会で深掘した論議が必要だと思います。併せて、課題提起いただいておりますが、障害者雇用の中には、在職中に障害者になられた方の雇用継続の支援ですとか、中途障害者と呼ばれるところへの支援が必要だと思います。就労支援に併せて、雇用継続の支援も含めご検討いただければと思います。

井上会長

ありがとうございました。最後の指摘は、非常に重要な指摘だと思います。今回の調査等につきましても、そういった視点を少し入れて、全般的な長野県の現状についての的確な把握をしていただききたいと思えます。他にご意見ありませんか。柳澤委員。

柳澤委員

私も4月から長野障害者職業センターという所に参りまして、それで感じたことですが、これまで身体障害者、知的障害者、精神障害者という3つの分類で障害者を区分したのですけれども、その他の障害という中で発達障害者の課題がかなり大きくなってきています。

これは皆さんのお話しにある雇用という場面よりも、もう少し前に、教育現場においても、この発達障害の学生なり生徒の進路指導など、こういったところにどのように支援していくか。先程ありましたコミュニケーションのとれない若者も多いというところにそういった事が係わってきているようです。そして、この発達障害者というのはいわゆる手帳をすぐ所持するとか、あるいは医療機関ですぐ診断を受けるというような類のルートが、まだできていないという状況の中で、この要支援者の数字というのは、かいく不明で、氷山の一角みたいな形になっていると思います。そういうところも実態として少し調査の対象としていただければ非常にいいと思っています。

井上会長

ありがとうございます。非常に重要なご指摘だと思います。いかがでしょう他に。はい、小林委員。

小林委員

先程、柳澤委員の方からのお話もありました。私も実は、学校のPTAの役員をやっていて、発達障害の問題が大きくなっているという事を感じました。先生方その問題については研究されて、例えば不登校の問題があったら、発達障害の問題とかすごい関心をお持ちです。しかし全般的にみるとやはり他の親がそれを受け入れなかったり、自分の親が受け入れられなかったりする難しい問題があって、それで将来働く事に対してギャップが生じてしまっている問題があるということを知りまして、ほんとに大きな問題だということを感じたところです。

障害者雇用ですが、実は私も今日出がけに、JAの中央会の担当に聞いたところ、地域によってはその率を超えた障害者雇用をしている農協もあれば、少ないところもある。原因を中央会に聞いたところ、そこまでは調べていませんというお話でした。県の方で、もしそういうデータがあれば、是非次回の委員会までにお示しいただきたいですし、無かったら何らかの形で企業の皆さんにお聞きいただきたいと思います。

井上会長

はい、ありがとうございます。今皆さんが言われている話というのは、障害者がどうかという話だけではなくて、例えば昨年であれば、法定雇用率は長野が上回っているという話でどちらかといったらポジティブな形で、ニュースに出ただろうと思いますが、実際に見てみると今回のように、例えば産業的な差があるだとか、企業規模間の格差があるとか、あるいは今お話になられたように地域的な格差があるという形で、むしろそこでこぼこになっている格差をどう調整していくのかというのが、間違いなく長野県が今抱えている課題であると思います。逆に言うとそこの部分に何か穿つような施策が執れない限りは、次には進めないと思います。まずそれを併せて今日皆さんのご意見の中で出てきたような格差、今長野が抱えている現場の課題というものをピックアップできるような調査を少し考えて頂きたいと思います。

もう一つは、今度具体的にどのような形で施策を考えていくかという事になると思いますが、またその施策については、もちろん現場の声というのも非常に重要になってきますが、

その特に「勤労」に関しては、国民の「義務」という言われ方をするとともに、「権利」でもあります。ですから、そういう権利性を含めて実は働ける場をどのような形で作っていかなければならないか、そういうところも含めて、長野県モデルと言えるような障害者雇用を一步踏み入れた対応策を考えて行く必要があると思います。

そして3つ目は後半の議論でも出ておりましたように、発達障害者であるとか今継続が難しいあるいは社会的にも問題になっているけれども、その実態すら上手く掴まれていないような方々に対する支援とか、あるいはそこでの就労の問題というのは、特に教育と職場という繋がっている2つのエリアに関わります。どのような形で問題が捕捉されるか、現場の人たちはどのようところで就職に繋がらない状態になって足踏みしているのかというところを、この後、県の方でフォローして、それから施策を考えるという手立てを取ってほしいと思います。いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

はい、それでは最後に、この議題、2つ目の議題に関して皆さんにお諮りしなければいけません。冒頭、事務局の方からお声がありましたように、専門委員会を設置するということによろしいでしょうか。皆さんにお諮りします。いかがでしょうか。

(異議なしの声)

井上会長

はい、ありがとうございます。異議なしという事で、設置することにさせていただきます。それでは今後のプログラム、そして専門委員に関して事務局から何かありますでしょうか。

吉澤労働雇用課長

今資料配布させていただきますので、よろしく願いいたします。

井上会長

では、今お配りしている資料を基に吉澤課長の方から、説明をお願いいたします。

吉澤労働雇用課長

はい、資料12をご覧頂きたいと思います。今回お認めいただきました、専門委員会委員の名簿の案でございます。専門委員につきましては、審議会条例第7条第2項の規定によりまして、学識経験者等の中から知事が任命するとされております。専門委員に関しましては、審議会におきまして設置が認められた場合という条件付きで、あらかじめ知事の了承を得てございますので、ただ今ご覧いただいております名簿の方々とさせていただきますたく存じます。よろしく願いいたします。

続きまして資料13をご覧頂きたいと思います。本審議会の皆さんには2年間ということをお願いしてございます。審議会のスケジュールと専門委員会のスケジュールと併せまして、ご説明をさせていただきます。左側が本日の審議会で、この後でございますが、第1回の専門委員会につきましては、8月28日に開催をしたいという事で今調整を進めているところでございます。ここで現状と課題の整理・検討と共に、高年齢者・障害者実態

調査についてもご審議をいただければと思っております。実態調査につきましては、高年齢者も含めてございますが、高年齢者については、現在国会において審議されており、これが若年者に与える影響があるのではないかとされておりますので、そういった意味でも企業の問題、県内企業の実態とニーズと併せて考えていきたいと考えております。その右側ですが、実態調査については、結果取りまとめまで、数か月が必要になると考えてございます。本年第2回目の審議会は本年11月に開催するという予定で、内容としますと、来年度予算策定に向けました労働雇用情勢の課題等ということで皆様方からご意見等伺うということでございます。年が明けまして、専門委員会の第2回目でございますが、来年の2月頃、この頃になりますと先程の実態調査の結果がまとまると考えておりますので、その報告と今後の状況踏まえまして、今後の調査検討の進め方についてもご審議をしていただくように考えております。その後、事業所への現地調査、障害者団体の代表者の皆様との意見交換など数か月かけてさせていただきたいと考えております。

来年度の第1回の審議会につきましては、6月に開催をさせていただきたいと予定しております。なお、本年度の第2回と、来年度の第1回に、記載してございませんが、専門委員会の審議状況につきましてもご報告を議題とさせていただきたいと考えております。来年度の7月でございますが、第3回の専門委員会を開催させていただき、雇用の在り方・問題点の分析等に関し、現地調査・団体との意見交換踏まえて検討を進めさせていただき、それを踏まえ、第4回の専門委員会で検討結果をまとめさせていただきたいと思っております。それを来年度の第2回審議会におきましてご報告をさせていただき、ご審議をしていただきたいと考えているところでございます。大まかな流れにつきましては、今説明したとおりでございます。よろしくお願いいたします。

井上会長

ありがとうございます。ただ今の説明について何か皆さんからありますでしょうか。障害者雇用に関しては、たとえば、先進地域といわれるような形での事例も数多く上がっていると思いますので、そういったところにも、目配せをお願いいたします。

それからもう1点は、1つは法定雇用という大きな数値目標が明確になっているわけですが、それを含めて、たとえば、新しい起業のような形でのNPO活動というものも既に県内でもいくつも取り組まれています。制度化をするといつもそういうところが枠外でどうしても落ちてしまう可能性があります。必ずそういうところに県の方から光を当てるといことも、実は調査の中では非常に重要な意味を持っているだろうと思っておりますので、是非そちらの方も、目配せして欲しいと思っております。これは事務局というよりも、今後の専門委員会に話を送っておいていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

他の皆さんどうでしょうか。

はいどうぞ。

中村委員

当事者の方の意見反映という面では、何か係わっていらっしゃると言えるのでしょうか。

吉澤労働雇用課長

委員につきましては当事者の方を特別お入れしてございませんが、先程スケジュールでご説明いたしました、第2回専門委員会の後、25年3月に書いてございますが、当事者ということで障害者団体の代表の皆様との意見交換の機会を設けさせていただき、事業所側からではなく、実際働いていらっしゃる障害者の方の事もきちんと把握させていただいて、施策に反映していきたいと考えております。

井上会長

他の皆さん大丈夫でしょうか。はい、それではこちらの第2の議案に関しましては、吉澤課長の方から資料13でお示しいただいたようなスケジュールで進めさせていただきたいと思っております。

では最後、3番目になります。その他です。事務局から何か連絡ありますでしょうか。

渡島労働雇用課課長補佐

はい、次回この審議会の日程でございますが、事務連絡でお配りしてありますが、次回は11月5日月曜日、午後1時30分からということで考えております。場所は確定しておりませんが、県庁内の会議室ということで考えています。何分皆さんにおかれましては日程の確保の方よろしくお願ひしたいと思います。出欠については、後日照会させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

井上会長

どうもありがとうございます。他にありませんか。

本日はどうも委員の皆様お忙しい中本当にありがとうございました。今回、今期2年間の大きな話というのは、障害者就労の話になると思います。また、第2回そして来年度以降も我々としてはこの内容を見守っていきたく思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

それでは、少し時間過ぎましたけども、これで審議会を終了したいと思います。本日はどうもありがとうございました。

渡島労働雇用課課長補佐

どうもありがとうございました。本日の審議会はこれで閉会といたします。